

論文

スクールソーシャルワーカー（school social worker）の 専門性に関する基礎的考察

The Basic Study on Nature of School Social Worker's Field

工藤 隆治 ^{*)}

Ryuji Kudo

要旨：現状、スクールソーシャルワーカー（school social worker）の専門性は、十分に体系化されていない。本稿は、スクールソーシャルワーク（school social work）の事業活動を参考にしながら、スクールソーシャルワーカーの専門性を探求することを目的とする。そして、スクールソーシャルワーカーの専門性を確立するために、次の見解を提示した。第1は、「人と環境の相互作用」をスクールソーシャルワーカーの専門的視点の特質として捉え、人を分析するための専門的情報と環境を分析するための専門的情報の具体的視点を明確にすることである。第2は、「人と環境の相互作用」を基盤とした援助を効果的に展開するために、地域社会を包括したミクロ・レベル（micro-level）、メゾ・レベル（meso-level）、マクロ・レベル（macro-level）のシステムを構築することである。

Key Words :スクールソーシャルワーカーの専門性 人と環境の相互作用 ミクロ・レベル メゾ・レベル マクロ・レベル

序 論

スクールソーシャルワーク（school social work）の歴史は古く、1900年代初頭、アメリカ合衆国において、スクールソーシャルワーカー（school social worker）は、教育委員会のなかの訪問教師（visiting teacher）という呼び名で活動が始まったといわれている。2000（平成12）年以降、日本ではスクールソーシャルワーカーを学校に設置する意義が認められるようになり、2011（平成23）年7月、文部科学省は、暴力行為のない学校づくり研究会が作成した、「暴力行為のない学校づくりについて（報告書）」を公表したが、このなかで、暴力行為を未然に予防するため、スクールソーシャルワーカーに助言・援助を受けるように提案している。学校現場において、スクールソーシャルワーカーの必要性は高まっているが、全国的にその設置は進んでいない。また、スクールソーシャルワーカーの専門性における理

論的枠組みについても、体系化されていないのが現状である。本稿は、スクールソーシャルワーカーの専門性を探求することを目的とする。そして、専門性を確立していくうえでの端緒としたい。

本稿の構成は次のとおりである。第1章は、スクールソーシャルワーク論におけるエコロジカル・ソーシャルワーク（ecological social work）の必要性と、ミクロ・レベル（micro-level）、メゾ・レベル（meso-level）、マクロ・レベル（macro-level）のシステムの意味について整理した。第2章は、日本において、スクールソーシャルワークが必要となった戦後の学校現場における歴史的状況と、福島県のスクールソーシャルワークの実践状況について記述した。第3章は、スクールソーシャルワーク論と福島県におけるスクールソーシャルワークの実践状況を踏まえて、スクールソーシャルワーカーの専門性を探求した。

^{*)}宇部フロンティア大学人間社会学部福祉心理学科教授

1. スクールソーシャルワーク論

1-1. エコロジカル・ソーシャルワークの必要性

1900年代初頭から、スクールソーシャルワークにおける効果的な実践とはなにかということが議論されてきたが、その結果、エコロジカル・ソーシャルワークがスクールソーシャルワークの実践を展開していくうえでの1つの統一的な理論であると結論づけられた。ジャーメイン(Carel B. Germain)は、ソーシャルワークの特徴的機能とは、「人と環境の相互作用」における接点に働きかけることであると主張している。¹⁾また、ゴードン(William Gordon)とバートレット(Harriett Bartlett)によると、ソーシャルワークは、人の対処様式と、人が接する環境が、相互作用する中間面において実践されるという特徴がある。したがって、ソーシャルワーカーは、人、環境、または両者の中間面で、ソーシャルワークの機能を展開させる必要があると指摘している。このソーシャルワーカーの2重の機能は、生態学的視点で捉えたソーシャルワークにおける援助過程で最も典型的に実践される。生態学は、人と環境との関係を一元的システムとして捉えるとともに、両者が影響しあう相互作用システムとして考えている。エコロジカル・ソーシャルワークは、人と環境の全体像を捉え、人の潜在的可能性を引き出すとともに、環境に働きかけて、その質を高めていく機能をもつていて。したがって、人と環境の間で生じた福祉ニーズが複雑化したとき、エコロジカル・ソーシャルワークは、その援助手段の1つであると考えられる。²⁾

スクールソーシャルワーカーは、生徒、学校と地域社会(コミュニティ)の接点において表面化する福祉ニーズを理解し、その様々な学校における問題が発生しないように予防する役割がある。そして、生態学的視点で捉えたエコロジカル・ソーシャルワークが、その実践モデルを明確にすると考えられている。³⁾地域社会には、社会資源の1つである学校が存在し、通常、生徒は家族とともに地域社会で生活をしている。生徒の学校における福祉問題の原因を探求する場合、家族との関係を無視することはできない。生徒の福祉ニーズは、地域社会における福祉ニーズの1つと考えられ、家族との関係から生徒、学校、地域社会の全体像を捉えて福祉ニーズを明確にしなければならない。したがって、エコロジカル・ソーシャルワークにおける「人と環境の相互作用」の観点から、学校における問題を捉え、生徒一人ひとりの福祉ニーズの分析を試みる必要がある。

1-2. ミクロ・レベル、メゾ・レベル、マクロ・レベルのシステムの意味

前項で述べたとおり、スクールソーシャルワーカーの専門性を探求する場合の理論的基盤となるのは、エコロジカル・ソーシャルワークであるといわれている。クランシー(Jennifer Clancy)によると、エコロジカル・ソーシャルワークの理論に従えば、スクールソーシャルワーカーの実践は、学校を取り巻くミクロ・レベル、メゾ・レベル、マクロ・レベルのシステムにおける「人と環境の社会的相互作用」の中で展開される。⁴⁾生徒に直接的に影響を与える生態学的な環境は、家族、クラスルーム、近隣などのインフォーマルな要素と、制度、法律などのフォーマルな要素、そして、その他福祉サービス的な社会資源などである。

ミクロ・レベルにおける実践とは、スクールソーシャルワーカーが、人と環境の相互作用を基盤に、生徒を取り巻く環境に着目して、生徒とその家族に対して支援を展開していくことである。スクールソーシャルワーカーは、教師、スクールカウンセラー、その他専門職などと連携して、生徒とその家族の福祉ニーズに対応していかなければならない。

メゾ・レベルのシステムとは、校内のケース会議や研修会を開催できるような校内の体制のことを指す。教師が孤立して生徒の問題に対応し、教師以外の専門職などと生徒の情報を共有せず、学校内において閉鎖的になっていると、教師の経験や生徒に対する支援の事例が蓄積されない。生徒の福祉ニーズに対して福祉的支援を取り入れることも不可能である。メゾ・レベルの実践では、ケース会議などでスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー(school counselor)などの他の専門職の意見を聞くことにより、生徒とその家族の問題を総合的・全体的に捉えるができる。また、教育機関は、社会福祉の立場からみれば、他の専門機関であり、通常、社会福祉の専門職は介入することが困難である。メゾ・レベルのシステムが確立されていれば、社会福祉における相談援助活動の原理を導入し、学校内組織の変革が可能となる。

マクロ・レベルのシステムは、主に市町村行政機関などが中心に、生徒と家族のための相談体制を確立し、ソーシャルワークにおけるメゾ・レベル、ミクロ・レベルのシステムに対しバックアップをしていく仕組みのことである。マクロ・レベルの実践を効果的に展開していくためには、学校とその他教育機関、福祉関連機関、医療機関、その他関連機関が連携して、ケース会議や関連機関のネットワー-

ク会議などを開催したり、生徒や家族に対する相談に対応できるシステムを構築したりすることなどが重要となる。

ミクロ・レベルとメゾ・レベル、マクロ・レベルのシステムは別々に独立した仕組みではない。ミクロ・レベルとメゾ・レベルのシステムは、幅広い文化的制度であるマクロ・レベルのシステムから影響を受けている。生態学的視点で捉えられたスクールソーシャルワークは、制度としてのマクロ・レベルのシステムと、個人の直接的な環境であるミクロ・レベルのシステムと、メゾ・レベルのシステムとの相互作用に焦点を当てた実践的理論である。⁵⁾ 学校における生徒の福祉ニーズが複雑になるとともに、その解決のためにエコロジカル・ソーシャルワークを基盤としたスクールソーシャルワークの実践が注目されるようになった。次章では、日本において、スクールソーシャルワーカーの配置が必要になった歴史的背景と、福島県内のスクールソーシャルワークの実践状況を明らかにしていきたい。

2. 日本におけるスクールソーシャルワークの必要性と実践状況

2-1 日本における複雑化した学校問題

戦後、日本においてスクールソーシャルワーカーの必要性が指摘され始めたのは、2000（平成12）年以降である。1990年代に不登校の生徒が急増し、愛知県でいじめを苦にした生徒の自殺問題が、マスコミに大きく報道された。この事件を契機に、文部科学省は、スクールカウンセラー事業を導入し、2001（平成13）年に制度化した。1990年代後半、小・中学校の現場で、生徒による殺傷事件などが頻繁に報道されるようになり、普通の子が何かのきっかけですぐにキレルという現象が、社会で注目されるようになった。そして、1990年代から2000年代初頭にかけて、日本社会はバブル経済の崩壊と「失われた10年」と呼ばれる経済不況期を経験し、それにより、戦後直後の貧困問題とは違う社会階層分化による新たな貧困問題が社会問題として取り上げられるようになった。これらの問題を背景にして、学校現場では、先に示した問題のほか、児童虐待や非行、学級崩壊などが複雑に絡み合った問題が表面化した。

このような学校の状況のなかで、カウンセリングなどの技術を利用し、面接中心で生徒に支援していくスクールカウンセラー事業では、学校現場における社会問題を含んだ生徒の当時の福祉ニーズを解

決していくことに限界があった。1990年代以降の学校における生徒の問題は、その背後に取り巻く環境における社会問題と密接にかかわりがあった。したがって、「人と環境との相互作用」に焦点を当てて、問題を解決していくソーシャルワークが必要とされた。また、生徒とその環境との関わりから生じる問題が複雑化していたので、その解決のために、特にエコロジカル・ソーシャルワークが重要視され、スクールソーシャルワーカーの学校現場における必要性が主張され始めた。

現代の学校問題の複雑性を不登校の問題から捉え、小学校、中学校、高等学校の不登校になった契机と考えられる状況を、2011（平成23）年に文部科学省が公表した、「平成22年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』について」を参考に例示すると、次のような原因が挙げられる。学校に係る状況においては、いじめ、いじめを除く友人関係をめぐる問題、教職員との関係をめぐる問題、学業の不振、進路にかかる不安、クラブ活動・部活動などへの不適応、学校のきまりなどをめぐる問題、入学・転編入学・進級時の不適応などであり、家庭に係る状況においては、家族の生活環境の急激な変化、親子関係をめぐる問題、家族内の不和などが挙げられる。そして、本人に係る状況では、病気による欠席、あそび・非行、無気力、不安など情緒的混乱、意図的拒否などが挙げられる。上記の問題状況のなかで、不登校のきっかけとなつた主要な原因是、小・中学校では、いじめを除く友人関係をめぐる問題、親子関係をめぐる問題、無気力、不安など情緒的混乱であり、高等学校では、いじめを除く友人関係をめぐる問題、学業の不振、親子関係をめぐる問題、無気力であった。戦後直後における主な学校問題は、浮浪児・戦災孤児による「不就学問題」であった。当時、生活困窮を中心とした問題を原因とした学校問題が表面化していたが、現代では、不登校問題を取り上げても、その原因は多種多様で複雑になった。つまり、現代の学校現場は、スクールソーシャルワーカーを早急に整備しなければならない状況であると考えられる。次章では、福島県内のスクールソーシャルワーカーの活動を参考に、スクールソーシャルワーク事業の意義とミクロ・レベル、メゾ・レベル、マクロ・レベルのシステムにおけるスクールソーシャルワーカーの実践状況を捉え、その専門性について考えたい。

2-2. スクールソーシャルワークの実践状況—福島県を参考に—

本章では、2011（平成23）年3月に福島県教育委員会の「事業報告書」に示された、スクールソーシャルワーカーの活動記録（表1）と会津坂下町のA中学校に配属されたスクールソーシャルワーカーの活動を参考に、2009（平成21）年度の福島県スクールソーシャルワーカー活用事業におけるミクロ・システム、メゾ・システム、マクロ・システムの状況について明らかにしたい。A中学校のスクールソーシャルワーカーは、2008（平成20）年度から福島県教育委員会の嘱託職員として同中学校に配属され、火曜日と金曜日の週2日、勤務をしているが、会津坂下町内の小中学校を対象に含めて活動を展開している。

1) ミクロ・レベルのシステムにおける実践状況

福島県スクールソーシャルワーカー活用事業において、平成21年度は事業実施の2年目にあたり、スクールソーシャルワーカーの人選は、福島県教育委員会が行い、その身分は、週30時間以内、1日8時間以内、月当たり17日以内の勤務で、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職である。平成21年度の福島県スクールソーシャルワーカー活用事業におけるスクールソーシャルワーカーの継続支援対象生徒への支援状況は、以下のとおりである。

スクールソーシャルワーカーの支援内容を見ると、不登校28、いじめ3、暴力行為1、児童虐待7、いじめを除く友人関係24、暴力行為を除く非行・不良行為3、児童虐待を除く家庭環境の問題77、教職員などとの関係12、心身の健康などに関する問題39、発達障害に関する問題18、その他5であった。

さらに、個々の支援内容に関する状況について取り上げると、不登校の28ケースについて、問題解決したのは3、支援中は24で、そのうち12は好転中のケース、1ケースは、保護者などの意向、または転校、卒業などで支援が終了したケースである。いじめの3ケースについては、すべて支援中のケースである。暴力行為の1ケースは、問題解決している。児童虐待の7ケースについては、問題解決したのが1、支援中6のうち、1は好転中のケースである。友人関係の24ケースについては、問題解決したのは4、支援中が20で、そのうち14は、好転中のケースである。非行・不良行為の3ケースについては、すべて支援中の

ケースである。家庭環境の問題における77ケースについては、問題解決したのは1、支援中が72で、そのうち32は、好転中のケース、4ケースは保護者などの意向、または転校、卒業などで支援が終了したケースである。教職員などとの関係における12ケースについては、支援中10のうち、好転中のケースが4、保護者などの意向、転校、卒業などで支援が終了したケースが2であった。心身の健康などに関する問題の39ケースについては、問題解決したのは1、支援中37のうち、好転中が26、保護者などの意向、転校、卒業などで支援が終了したものが、1ケースであった。発達障害などに関する問題の18ケースについては、全てが支援中で、そのうち8が好転中のケースである。その他の5ケースについては、問題解決したのが1、支援中が4であった。

支援状況の全体の割合を概観すると、問題解決をしたケースは6%、好転中は45%であった。その中で、主なケースを取り上げると、家庭環境の問題については、問題解決をしたケース1%、好転中42%、心身の健康などに関する問題については、問題解決したケース3%、好転中67%、不登校については、問題解決したケースは11%、好転中43%、友人関係については、問題解決したケース17%、好転中58%、発達障害などに関する問題については、問題解決したケース0%、好転中44%、教職員などとの関係については、問題解決したケース0%、好転中33%であった。児童の好転中の内容は示されていないので、このケースをどのように評価するかは明らかにできないが、主なケースの問題解決をした割合が、0%～17%、全体のケースで見ると問題解決をしたケースが6%であり、この数値からは、学校現場にソーシャルワークを取り入れたことによる、顕著な効果があったとはいえない。2009（平成21）年度は、福島県がスクールソーシャルワーク事業を始めて、2年目なので結果が現れないことの評価はできないが、この状況が2～3年続くならば、福島県スクールソーシャルワーカー活用事業における各項目の再検討が必要になると考えられる。

スクールソーシャルワーカー活用事業を展開した1つの評価として、学校の児童生徒の問題に対し、スクールソーシャルワーカーが介入したことにより、家庭環境の支援や関係機関との連絡調整への対応ができるようになった。そして、教員の生徒指導、教育相談などで対応していたときは、未介入ケースであったものが、学校と家庭と

表1 スクールソーシャルワーカーの活動記録のまとめ

		平成21年度（2年目）								
1 雇用人数		2人（県教育委員会：人選、委嘱、配置）								
2 配置市町村		2市町								
3 支援状況	支援対象児童生徒数	小学校	中学校	※高等学校	※高等学校：未就学時3名含む (※単位：人数)					
	継続支援児童支援数	103	67	5						
4 継続支援対象児童生徒への支援状況	支援内容 (複数回答)	問題解決	支援中 (好転中)	問題解決	※その他					
	①不登校	28	3	12	12	1				
	②いじめ	3	0	0	3	0				
	③暴力行為	1	1	0	0	0				
	④児童虐待	7	1	1	5	0				
	⑤友人関係（②を除く）	24	4	14	6	0				
	⑥非行・不良行為（③を除く）	3	0	0	3	0				
	⑦家庭環境の問題（④を除く）	77	1	32	40	4				
	⑧教職員等との関係	12	0	4	6	2				
	⑨心身の健康等に関する問題	39	1	26	11	1				
	⑩発達障害等に関する問題	18	0	8	10	0				
	⑪その他	5	1	0	4	0				
		217	12	97	100	8				
			6%	45%	46%	4%				
※その他：保護者等の意向により支援打ち切った										
5 訪問活動回数										
	①学校	293								
	②家庭	217								
	③教育委員会	50								
	④関係機関	237								
	⑤その他	29								
6 ケース会議状況										
	①教職員等との会議									
		開催回数	39回							
		扱ったケース件数	43件							
		参加教職員数	61人							
	②関係機関等との会議									
		開催回数	51回							
		扱ったケース件数	133件							
		参加教職員数	71人							
		参加関係機関の人数	87人							
7 連携した関係機関等										
	①児童家庭福祉の関係機関	47								
	②保健・医療の関係機関	36								
	③警察等の関係機関	4								
	④司法・矯正・更生保護関係機関	0								
	⑤教育支援センター等以外の教育機関	6								
	⑥その他の専門機関	13								
	⑦地域の人材や団体等	35								
8 連携した校内の教職員等										
	①学級担任	74								
	②管理職	58								
	③生徒指導担当	10								
	④養護教諭	34								
	⑤その他の教諭	48								
	⑥スクールカウンセラー	18								
	⑦その他の外部相談員	22								

出典：福島県教育委員会（2010）「学校におけるソーシャルワークを通じた児童生徒支援の実践－福島県スクールソーシャルワーカー活用事業－」 <http://www.seikatsu.fks.ed.jp/scitoshido/ssw/22houkokusyo.pdf> p.7

の連携から、児童生徒への支援が展開できるようになったことである。

以上が、福島県スクールソーシャルワーカー活用事業におけるデータであるが、この数値からは、ミクロ・レベルのシステムにおいて、スクールソーシャルワーカーがどのような視点で効果的な援助を展開していたかに関して、分析することができない。したがって、A中学校のスクールソーシャルワーカーの活動から、その援助の視点を探ってみたい。

2009（平成21）年度に、A中学校のスクールソーシャルワーカーは、小学生14名、中学生23名、高校生1名、就学前児童3名を対象に支援を行った。児童生徒を取り巻く環境として、学校、家族、友人、地域社会、関係機関、社会諸制度などが挙げられるが、生徒が抱えている問題の種類は、家族環境の問題が最も多く、次いで不登校の問題であった。その支援内容において、家族と関わりながら、児童生徒に支援をすることが、児童にとって重要な意味をもっていた。また、児童生徒に直接支援するよりも、家族の保護者や関係機関など子どもの生活環境に働きかけるケースが多くなった。スクールソーシャルワーカーがどの程度環境に関わって支援したかについては不明であるが、生徒を取り巻く環境に積極的に働きかけている実態から、スクールソーシャルワークの効果的な支援を進めていくためには、「人と環境の相互作用」の視点に注目しなければならないことが推測される。

2) メゾ・レベルのシステムにおける実践状況

A中学校では、スクールソーシャルワーカーが、教員組織・体制を把握し、学校全体の現状を理解するためには、職員会議の出席が有効であった。そして、生徒指導委員会などに出席すると、生徒の状況やそれに対する教職員の取り組みに関する情報を得ることができた。また、校内におけるケース会議の開催は、問題を抱えている生徒に対する支援において重要な意味をもっていた。ケース会議の設定は、多職種と連携した包括的・組織的な支援チーム体制を構築していくうえで有効な場であった。

A中学校のスクールソーシャルワーカーは、メゾ・レベルのシステムの実践における有効性を感じていたが、2009（平成21）年度において、生徒指導委員会に参加する機会がなかった。教職員などとのケース会議は、2件2回しか開催されて

いなかった。これと比較して、地域の関係機関などとのケース会議は9件13回開催されており、校内のケース会議はあまり開かれなかつたのが実態である。参考として、福島県スクールソーシャルワーカー活用事業におけるケース会議の状況をみると、教職員などとの会議は、開催回数が39回、扱ったケース件数43件、参加職員数61人であった。これに対し、関係機関などとの会議は、開催回数51回、扱ったケース件数133件、参加教職員数71人、参加関係機関の人数87人であった。福島県スクールソーシャルワーカー活用事業においても、教職員などの会議より、関係機関などとの会議が多かった。

A中学校内でケース会議開催の回数が少なかつた理由として、教職員間や他の専門職間との日常的な情報交換や個別的協議が行われているため、ケース会議の必要性が教職員の間で浸透していないこと、他の専門職と教職員との時間調整が困難なことなどが挙げられる。しかし、校内における情報と課題の共有認識、専門職や教職員の役割分担と支援方法、生徒への支援に対する結果などを確認するためには、ケース会議の開催は必要である。A中学校では、ケース会議を含めた校内の連携体制の構築が今後の課題である。また、福島県内の各学校組織においても、福島県スクールソーシャルワーカー活用事業の報告から推察すると、校内連携体制の整備が課題であることが考えられる。

3) マクロ・レベルのシステムにおける実践状況

A中学校では、スクールソーシャルワーカーが地域の関係機関などと連携して、生徒の問題に対し、支援活動を行っていく体制が定着した。スクールソーシャルワーカーは、常に日常的な活動のなかで、会津坂下町役場における児童福祉担当、母子福祉担当、生活保護担当、教育相談員、教育委員会事務局、会津児童相談所兩沼福祉相談コーナーの家庭相談員と連携をとっていた。また、生徒の問題に対して必要なときに、会津坂下町における保健師、地域包括支援センター職員、主任児童委員、警察少年補導員などとも連絡を取り合い、その役割に応じて生徒への支援活動を行っていた。

A中学校のスクールソーシャルワーカーが、保護者と面談したケースは20件であったが、そのほとんどが、社会福祉に関する経済的問題や生活問題であった。したがって、スクールソーシャルワーカーは、生活保護制度、生活福祉資金貸付

制度、就学援助制度、特別支援教育奨励費、児童扶養手当、母子福祉資金、学童保育、公営住宅、介護保険サービスなど社会福祉関連の社会資源を保護者に提供することが、問題解決に効果的であった。以上の理由から、スクールソーシャルワーカーが、児童福祉担当、母子福祉担当、生活保護担当など社会福祉の関連機関における専門の担当者と、常に連携を取る必要があったと考えられる。

一方、福島県スクールソーシャルワーカー活用事業において、連携した関係機関などの件数は、児童家庭福祉の関係機関 47、保健・医療の関係機関 36、警察などの関係機関 4、司法・矯正・更生保護関係機関 0、教育支援センターなど以外の教育機関 6、その他の専門機関 13、地域の人材や団体など 35 であった。福島県内の生徒が抱える多くの問題は、家庭環境の問題、心身の健康等に関する問題、不登校、友人関係などであった。これらの問題を解決するために、スクールソーシャルワーカーは、児童家庭福祉の関係機関、保健・医療の関係機関、地域の人材や団体などと連携する機会が多かったと推測される。

福島県内におけるスクールソーシャルワーカーの活動から考えられることは、生徒の問題を解決していくうえで、教師やスクールカウンセラー、その他学校関係者などによる対応は必要であるが、社会福祉制度や技術を学校現場で展開するスクールソーシャルワーカーや、その他の関係機関の社会福祉専門職が重要な役割を担っていると考えられる。そして、2009(平成 21)年度の 2 月には、会津坂下町教育委員会が主催した、スクールソーシャルワーカー活動研修会が開催され、学校と地域関係者とともにスクールソーシャルワーカーの活動を検証したことの意義について報告されている。

3. スクールソーシャルワーカーの専門性の探求

本章では、スクールソーシャルワーク論において指摘されてきた専門的視点の中心と、福島県における実践事業の実績を踏まえて、スクールソーシャルワーカーの専門性を探求する。そして、専門性の体系的な考え方の枠組みを提示する。

3-1. ミクロ・レベルにおける専門的視点の追究

専門性とは、限られた 1 つの分野を研究、担当することであり、専門職が成立するための 1 つの

条件は、科学的分析に基づいたその分野特有の理論体系が確立されていることである。スクールソーシャルワーカーが専門職として成立するためには、理論体系が必要であり、専門的な性質を有していることが重要な意味をもつと考えられる。専門性は専門職がもつ特有の専門的視点で構成されていると考えられ、スクールソーシャルワーカーの専門性を探求するためには、その専門的視点を明確にする必要がある。

スクールソーシャルワーク論の考え方と福島県の実践から、ミクロ・レベルにおけるスクールソーシャルワーカーと生徒との援助関係における専門的視点の 1 つは、「人と環境の相互作用」にあった。スクールソーシャルワーカーの専門性を確立するためには、さらに、スクールソーシャルワークにおける人と環境の具体的な専門的視点を明確にしなければならない。専門的に対応した情報を収集して、「人と環境との社会関係」を分析し、その結果に基づいて生徒に対して、ソーシャルワーク実践を展開していくことが重要である。具体的な専門的情報を集めていくうえでの基本的枠組みとして、太田がジェネラル・ソーシャルワークの構想を実践概念へと具体化するうえで、コンピューターを支援の道具として情報処理するために示した「生活システムとエコシステム情報」が参考になる(表 2)。学校現場で発生する問題を表 2 に示された視点に当てはめ、情報を収集し、学校においてソーシャルワークを実践することが可能であるのかを検証する必要がある。例えば、次のような分析の方法が考えられる。

「I 当事者」(生徒) が、「(2) 問題」の「A 焦点」において、生徒がいじめ、友人関係、教職員との関係、学業の不振、進路への不安などが原因となって起こった不登校の問題を価値意識として関心をもっているか、問題を焦点化して状況認識をしているか、これらの情報を「2 環境」の情報など他の情報との関係から分析してみる。そして、それに対する資源施策を発見し、資源施策という対応策に基づいた対処方法、取り組みを構築していくための視点を明らかにしていくということが考えられる。

また、「(2) 問題」の「B 障碍」では、発達障害の生徒が、価値意識において発達障害を自覚し、状況認識としてその実情を把握しているかを捉える。そして、その実情と他の「1 人間」と「2 環境」に示された各要素との関係を分析して、障害改善施策を作成し、障害を改善していくための視点を明確化する必要がある。

表2 生活システムとエコシステム情報

実践要素の構成				1価値	2知識	3方策	4方法	
生活システム 領域カテゴリー				態度 機運 内容	姿勢 関心 関係	志向 自覚 理解	実状 私案	
全体	領域	分野	構成	内 容	価 値 意 識	状 況 認 識	資 源 施 策	対 处 方 法
生 活 環 境	1 人 間	I 当 事 者	(1) 特 性	A個別特性 B自己意識 C社会認識 D社会的自律性	倫理特性 自己への関心 社会への関心 生きがい意識	機能特性 自己理解 社会状況理解 目的的具体化	社会特性 自己改善計画 社会参加計画 目的達成計画	行動特性 自己改善努力 社会参加努力 目的達成努力
			(2) 問 題	A焦点 B障碍 C緊急 D表現	問題への関心 障碍の自覚 緊急性の自覚 問題表現の姿勢	問題点の実状 障碍の実状 緊急性の現状 問題表現の現状	焦点への対応策 障碍改善対策 緊急への対応策 表現改善計画	焦点への取組 障碍改善努力 緊急への取組 表現改善努力
			(3) 身 辺	A健康 B生計 C住居 D生活拠点	健康への関心 生計への姿勢 住居への関心 生活拠点の関心	健康の現状 生計の現状 住居の実状 生活拠点の現状	健康の維持計画 生計の維持計画 住居の維持計画 拠点での支援策	健康の維持努力 生計の維持努力 住居の維持努力 拠点での取組
			(4) 家 族	A理解 B連帯 C意欲 D社会性	家族による理解 家族連帯意識 家族の支援意識 社会への関心	家族の役割関係 連帯の現状 支援の状況 社会との関係	役割の改善計画 連帯の改善策 支援への見通 社会参加計画	役割改善の努力 連帯復元努力 支援への協力 社会参加努力
		II 基 盤	(5) 近 辺	A近親 B近隣 C友人 Dボランティア	近親の姿勢 近隣の関心 友人の関心 Vの機運	近親との関係 近隣の理解 友人の理解 Vの支援状況	近親の支援見通 近隣の支援見通 友人の支援策 Vの支援計画	近親の支援協力 近隣の支援協力 友人の支援協力 Vの参加計画
			(6) 資 源	A支援施策 B施設機関 C行政 Dコミュニティ	支援施策の機運 施設機関の姿勢 行政の姿勢 Cの雰囲気	施策の動向 機関の実状 行政の現状 Cの実状	施策の拡充計画 機関の支援計画 行政の推進計画 Cの支援計画	施策の活用展開 機関の支援方法 行政の取組展開 Cの参加協力
			(7) 機 関	Aソーシャルワーカー B他職種 Cサービス Dアクセス	SWの姿勢 他職種の姿勢 機関のSV姿勢 ACへの関心	SWの活動状況 他職種活動状況 SVの内容 ACの状況	SWの活動計画 他職種活動計画 SVの改善計画 ACの改善計画	SWの取組 他職種の取組 SVの展開 ACの改善努力
		IV 支 援	(8) ネット ワ ー ク	A私のNW BピアNW C機関NW D地域NW	NWへの関心 NWへの関心 NWへの関心 NWへの関心	NWの現状 NWの現状 NWの現状 NWの現状	NWの改善計画 NWの改善計画 NWの改善計画 NWの改善計画	NWの改善努力 NWの改善努力 NWの改善努力 NWの改善努力

出典：太田義弘・秋山赳二編著（2001）『ジェネラル・ソーシャルワーカー社会福祉援助技術論－』光生館 p.32

心身の健康などに問題をもっている生徒や、病気が契機となって不登校になった生徒については、「II基盤」の「(3)身辺」の枠に示されている「A健康」において、価値意識として健康への関心があるかを明らかにして、健康の現状を認識しているかを確認する。そして、健康の維持計画を策定し、生徒に健康を維持する努力を促すように支援する必要がある。そのとき、健康の内容をさらに検証して、詳細な健康における分析視点を明らかにしなければならない。

家族において虐待を受けた生徒や、他の家族の問題を抱えた生徒については、「II基盤」の「(4)家族」の枠に示された視点でその問題を分析して、問題解決につなげなければならない。家族の生活環境の急激な変化、親子関係の問題、家族内不和などで不登校になった生徒の事例を、「A理解」に当てはめてみると、価値意識として家族による生徒の理

解の程度を把握し、家族の役割関係を明確にする。そして、その他の「1人間」と「2環境」に示された視点との関係を分析して、家族の役割の改善計画を作り、役割改善の努力を促すように支援する必要がある。

本稿では、生徒の学校における福祉的問題を解決するためには、「人と環境の相互作用」という視点から、人を取り巻く環境に重要な意義があることを確認してきた。したがって、友人関係に問題をもっている生徒や、クラブ活動、部活動などへの不適応で不登校になった生徒については、「III周辺」の「(5)近辺」の枠に示された「C友人」において、価値意識として友人の問題を抱えている生徒に対する関心を明確にして、友人の当事者である生徒への理解を確認する必要がある。そして、その他の情報との関連を分析しながら、友人による支援を資源施策として作成して、友人に支援協力を求めなければなら

ない。

環境については、いくつかの重要な要素があるが、その1つとして行政が果たさなければならない役割がある。「Ⅲ周辺」の「(6) 資源」の枠に示された「C 行政」について、生徒の学校における問題に対し、福祉事務所や教育委員会などの行政機関・委員会が、価値意識としてどのような姿勢にあるのか、行政がどのような現状にあるのかを把握する必要がある。そして、それを基盤に生徒に対する行政の支援計画を策定し、行政の取り組みを展開しなければならない。

当然、スクールソーシャルワークを展開していくうえで、中心となる専門職はスクールソーシャルワーカーである。「IV 支援」の「(7) 機関」の枠に示された「A ソーシャルワーカー」におけるスクールソーシャルワーカーは、スクールカウンセラーや教員、その他関連専門職と連携しながら、価値意識としてスクールソーシャルワーカーの姿勢と活動状況を捉え、生徒に対する活動計画を策定して、この計画に基づいた取り組みを実施していくなければならない。

スクールソーシャルワーク事業のネットワークを体系化するために、社会資源として、学校機関である幼稚園、小学校、中学校、高等学校、研究・教育機関である大学、行政機関である福祉事務所、児童相談所、保健所、児童福祉施設の保育所、都道府県・市町村の教育委員会、民間の機関であるPTA、社会教育の拠点である公民館、病院・診療所など医療機関、都道府県・政令市に設置されている精神保健福祉センター、地方自治体に組織化されている教育相談センター、まちづくり連絡協議会などの地域の資源を挙げることができる。学校一家族一地域のネットワークの強化を目的に、スクールソーシャルワーク事業におけるネットワークにおける社会資源と実態を、「IV 支援」の「(8) ネットワーク」に当たる、他の情報と関連付けながら分析して、生徒を主体に学校問題を解決していく必要がある。

以上、太田が示した生活システムとエコシステム情報の視点を枠組みとして、スクールソーシャルワーク実践の若干の考察を行った。スクールソーシャルワークの専門的視点を明らかにするためには、事例研究を積み重ねなければならない。そして、「人と環境の社会関係」を基盤にした分析の視点として、スクールソーシャルワーク関連の事例から専門的情報を収集し、さらに詳細な専門的視点を抽象化する努力をしなければならない。

3-2. ミクロ・レベル、メゾ・レベル、マクロ・レベルにおけるシステムの体系化

スクールソーシャルワークにおけるミクロ・レベル、メゾ・レベル、マクロ・レベルのシステムを体系化していくことは、スクールソーシャルワーカーの専門的援助を推進していくうえで重要な意味がある。スクールソーシャルワーカーを中心とした援助が、生徒の問題解決に効果があるように、システムを構築していく必要がある。生徒に対しては、スクールソーシャルワーカー以外にも、担任の教師を中心に様々な専門職が関わり、支援をしていくが、ここでは、スクールソーシャルワーカーの専門性を基盤としたシステム体系を考えていきたい。図1は、それを図式化したものである。

ミクロ・レベルの実践では、スクールソーシャルワーカーが担任、スクールカウンセラー、養護教諭、生活指導の教師などと連携を取りながら、「人と環境の相互作用」の視点を中心におき、地域の社会資源に働きかけながら、生徒とその家庭を支援していく。そして、「人と環境の相互作用」を中心としたアプローチが、効果的に推進されるようにメゾ・レベル、マクロ・レベルのシステムの体制が整備されなければならない。

メゾ・レベルのシステムでは、校内の体制として、担任を中心に管理職、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、養護教諭、生徒指導の教師などが連携を組み、職員会議や生徒指導委員会の会議などで、生徒・家族の問題に関する情報交換を行い、日常的な支援を行っていく。また、校内ケース会議や研修会を開催して、生徒・家族への専門的な支援の方法や方向性を決定していく。ミクロ・レベルの実践における情報は、日常的にメゾ・レベルのシステムに提供して、ミクロ・レベルにおけるアプローチの困難なケースについては、メゾ・レベルのシステムに事例という形式で相談する。つまり、メゾ・レベルの実践は、ミクロ・レベルのシステムをバックアップしていくという位置づけである。また、特化された問題が生徒に起こった場合、問題解決のために、その問題に関連する外部機関との連携体制を構築しておく必要がある。

マクロ・レベルのシステムは、学校を中心に社会福祉関連の行政機関・民間の施設、教育関連の機関、医療機関、研究・教育機関、その他関連機関などとネットワークを作り、スクールソーシャルワーク事業に関する協議会を設立して、機関や施設が相互に連携できる体制を作る。協議会を構成する団体、機関などは、その地域社会の状況に合わせて選択する

ミクロ・レベル

- ・他の専門職との連携
- ・「人と環境の相互作用」

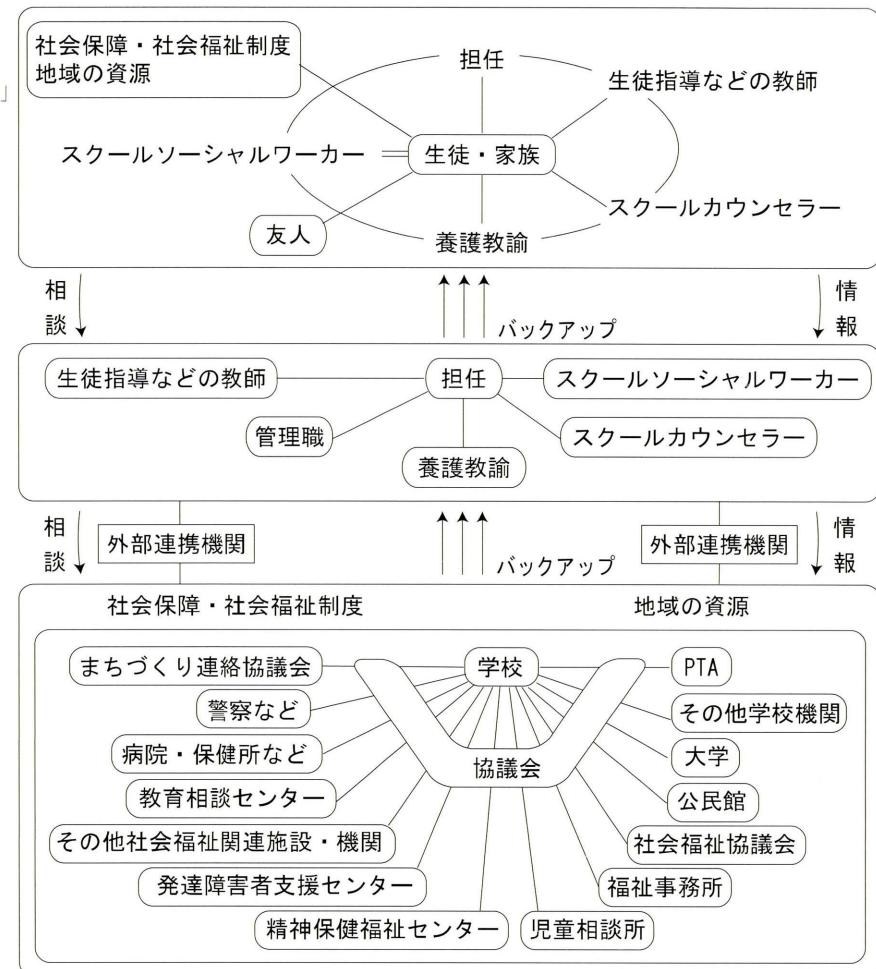


図1 ミクロ・レベル、メゾ・レベル、マクロ・レベルのシステム概念図

出典：山野則子(2006)「子ども家庭相談相談体制におけるスクールソーシャルワーク構築－教育行政とのコラボレーション」ソーシャルワーク研究所編『ソーシャルワーク研究』Vol.32 No.2 通巻126号 相川書房 p.28 「図2 3つのレベルにおけるマネジメント相互作用」 参照

必要がある。そして、機関、施設間でケース会議やネットワーク会議を開催することや、スクールソーシャルワーク事業における取り組みの共有を図る。メゾ・レベルのシステムからの情報を共有し、困難事例についてはその相談を受けられる仕組みを構築する。学校から要請があれば、生徒・家族の問題を解決するための支援を供給するなど、マクロ・レベルの実践は、メゾ・レベルのシステムをバックアップするうえで重要な意味がある。

ミクロ・レベル、メゾ・レベル、マクロ・レベルのシステムは、個々別々に独立して存在しているのではなく、相互に関連しあって1つのシステムを形成している。そして、スクールソーシャルワークの展開過程においては、地域社会の資源を利用しながら、その事業を推進する必要がある。したがって、スクールソーシャルワークの事業は、学校における生徒・家族の問題を地域社会で起こる問題とし

て捉え、その問題の解決を図るものでなければならない。

結論

福島県におけるスクールソーシャルワークの実践を分析すると、スクールソーシャルワーカーを導入したことによる学校問題の解決に対する顕著な効果が現れたとはいえない。効果がある事業にするための1つの方法は、スクールソーシャルワーカーの専門性を確立することであると考えられる。本稿では、スクールソーシャルワーカーの専門性を確立するために、次の見解を指摘した。

第1は、「人と環境の相互作用」をスクールソーシャルワーカーの専門的視点の特質として考え、人を分析するための専門的情報と環境を分析するための専門的情報の具体的視点を明確にすることで

ある。

第2は、「人と環境の相互作用」を基盤とした援助を効果的に展開するために、地域社会を包括したミクロ・レベル、メゾ・レベル、マクロ・レベルのシステム構築することである。

したがって、スクールソーシャルワークにおける「人と環境の相互作用」の専門的視点と、専門的援助を効果的に展開できるシステム作りに、スクールソーシャルワーカーの1つの専門性が確立されていると考えられる。

福島県のA中学校での実践において、スクールソーシャルワーカーは、地域の関係機関との連携はとっていたが、問題解決を目的とした市民を中心とした地域社会との関係づくりがあまりできていなかつたと考えられる。他の地域のスクールソーシャルワークの活動との比較が不十分であるので推論になるが、スクールソーシャルワークを展開していく上で、学校における生徒の問題を地域社会の問題として捉え、地域社会で解決していくための体制構築が今後の課題であると考えられる。

引用文献

- 1) Germain, Carel B. (1982) An Ecological Perspective on Social Work in the Schools, Constable, Robert T. and Flynn, John P.ed. School Social Work : Practice and Research Perspectives, The Dorsey Press. p.3.
- 2) C・B・ジャーメイン著・小島蓉子編訳著 (1992) 『エコロジカル・ソーシャルワーカーカレル・ジャーメイン名論文集』学苑社 pp.132 - 134
- 3) Germain, Carel B. (1982) An Ecological Perspective on Social Work in the Schools, Constable, Robert T. and Flynn, John P.ed. School Social Work : Practice and Research Perspectives, The Dorsey Press. pp.5 - 6.
- 4) Clancy, Jennifer (1995) Ecological School Social Work : The Reality and the Vision, Social Work in Education : A Journal for Social Workers in Schools, 17,1,p.40.
- 5) Clancy, Jennifer (1995) Ecological School Social Work : The Reality and the Vision, Social Work in Education : A Journal for Social Workers in Schools, 17,1,p.41.

参考文献

- ・C・B・ジャーメイン著・小島蓉子編訳著 (1992) 『エコロジカル・ソーシャルワーカーカレル・ジャーメイン名論文集』学苑社
- ・Clancy, Jennifer (1995) Ecological School Social Work : The Reality and the Vision, Social Work in Education : A Journal for Social Workers in Schools, 17,1,pp.40 - 47.
- ・Germain, Carel B. (1982) An Ecological Perspective on Social Work in the Schools, Constable, Robert T. and Flynn, John P.ed. School Social Work : Practice and Research Perspectives, The Dorsey Press,pp.3 - 12.
- ・福島県教育委員会 (2010) 「学校におけるソーシャルワークを通じた児童生徒支援の実践—福島県スクールソーシャルワーカー活用事業」(事業報告書) <http://www.seikatsu.fks.ed.jp/seitoshido/ssw/22houkokusyo.pdf>
- ・『福祉新聞』 2546, 2011 (平成 23) 年 10 月 3 日 , 福祉新聞社
- ・半羽利美佳 (2007) 「兵庫県赤穂市におけるスクールソーシャルワーク実践報告—学校外配置での活動を中心に—」『学校ソーシャルワーク研究』(日本学校ソーシャルワーク学会) 1, pp.47 - 55
- ・金澤ますみ (2007) 「わが国のスクールソーシャルワークにおける課題—『学校』と『ソーシャルワーク』『カウンセリング』の関係史から—」『社会福祉学』(日本社会福祉学会) 48 (3), pp.66 - 78
- ・文部科学省初等中等教育局児童生徒課 (2011) 「平成 22 年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』について」 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/08/_icsFiles/afieldfle/2011/08/04/1309304_01.pdf
- ・太田義弘・秋山薫二編著 (2001) 『ジェネラル・ソーシャルワーカー社会福祉援助技術論—』光生館
- ・鈴木庸裕・鹿島丈夫・宮地さつき (2010) 「福島県におけるスクールソーシャルワーカーの実践」『福島大学総合教育センター紀要』(福島大学総合教育センター) 9, pp.1 - 8
- ・山野則子 (2006) 「子ども家庭相談体制におけるスクールソーシャルワーク構築—教育行政とのコラボレーション—」『ソーシャルワーク研究』(ソーシャルワーク研究所) 32 (2), pp.25 - 31
- ・山野則子 (2010) 「スクールソーシャルワークの役割と課題—大阪府の取り組みからの検証—」『社会福祉研究』(財団法人鉄道弘済会 社会福祉部) 109, pp.10 - 18

The Basic Study on Nature of School Social Worker's Field

Ryuji Kudo

Ube Frontier University

Abstract: The nature of school social worker's field isn't fully systematized in the present situation. This paper purposed the search for nature of school social worker's field and shows next point of view to establish a nature of school social worker's field. The first point of view is to grasp "the interaction between person and environment" as a characteristic of specialized viewpoint of school social worker and prove the concrete viewpoint of specialized information to analyze the person and the specialized information to analyze the environment. The second point of view is to make the system of micro-level, meso-level, macro-level that comprehended the community in order to make a effective practice to form the basis of "interaction between person and environment".

Key words: *the nature of school social worker's field the interaction between person and environment micro-level meso-level macro-level*